

平成 2 3 年 第 1 3 回

仙北市農業委員会総会議事録

平成 2 3 年 1 0 月 7 日 (金) 開催

仙北市農業委員会

平成23年 第13回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年10月7日(金) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (22人)

1番 佐藤 和	3番 糸井 淳
5番 三浦 猛	6番 大山 久雄
7番 山手 善美	8番 田村 博美
9番 千葉 惣永	11番 澤田 信男
12番 青柳 良成	13番 布谷 次郎
14番 佐々木 英政	15番 門脇 博美
16番 倉橋 重基	17番 佐藤 孝典
19番 真崎 純孝	20番 石郷岡 勇一
21番 山本 實	23番 高橋 政敏
24番 鈴木 八寿男	25番 小松 清記
26番 藤村 紀章	27番 羽川 正幸

4. 欠席委員 (5人)

2番 新山 昌樹	4番 藤川 栄
10番 田村 圭紀	18番 伊藤 長三
22番 藤村 隆清	

5. 遅刻委員 (2名)

8番 田村 博美 (9時19分到着)
20番 石郷岡 勇一 (9時19分到着)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第 2 会長挨拶

第 3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第 4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する照会書について

(3) 平成 23 年度水稻作況調査結果について

2. 議 事

(1) 議案第 43 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第 44 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(3) 議案第 45 号

現況非農地証明願に対する可否決定について

(4) 議案第 46 号 (追加)

仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について

(5) その他

第 6 閉 会

7. 事務局職員

事務局長 藤 原 一 良

補 佐 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

8. 農山村活性化課職員

主 査 榎 尾 健

9. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

10. 議事録署名員

1 番 佐 藤 和

3 番 糸 井 淳

11. 会議の概要

議 長 　　ただ今から平成23年第13回仙北市農業委員会総会を開会いたします。始めに、前回の総会を欠席したことをお詫び申し上げます。今年はなかなか晴天が続かなく、秋作業が進まない状況です。私個人としても、雨が続いてぬかるんだ圃場に入れなかったことが続き、ほとんど手を付けていない状況です。皆さんもかなり作業が遅れていることとされます。この先、晴天に恵まれることを祈りまして、挨拶とさせていただきます。

議 長 　　それでは、本日の総会への出席委員は22名。欠席委員は5名でございます。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 　　次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 　　それでは議事録署名員に1番佐藤委員、3番糸井委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程４、会務諸報告をお願いします。

藤原局長 会務報告に入る前に２点ほど報告があります。ひとつは、本日ご審議いただく予定であった議案第４２号、農地法第３条関係の案件でございますが、昨日、申請人双方から取り下げの願いがありましたのでご報告します。もうひとつは追加議案についてでございます。農業振興地域の変更に関する案件でございます。このことについて、仙北市長より諮問を受けたので追加議案として上程をお願いしたいと思います。このことにつきましては、後ほど詳しく説明したいと思います。それでは、会務報告を始めます。

《会務諸報告の朗読及び説明》（９時１１分）

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程５、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

小木田主任 報告１、農地法第３条の３第１項の規定による届出について。農地法第３条の３第１項の規定による届出について、受理した旨通知したのでご報告します。届出が８件ありました。届出者、農地の所在等は資料に記載のとおりでございます。８件全てが相続による所有権の取得となっております。続きまして報告２、農地の転用事実に関する照会書について。９月１３日付けで秋田地方法務局大曲支局登記官より照会があったのでご報告いたします。会務報告でもあったとおり、９月１６日に申請代理人である〇〇土地家屋調査士立ち会いの下、藤村代理、糸井農地委

員長、山本担当委員と事務局で現地調査を行いました。申請人が〇〇地区の〇〇さん。土地の所在が〇〇。地目が田。面積が211㎡。変更後の地目が宅地となっております。土地の現況は小屋が建っていることから宅地と判断されます。〇〇土地家屋調査士からの聞き取り内容ですが、昭和41年頃の国道〇〇号線拡幅により、小屋を現在の場所に移動したとのことでした。申請地は宅地、水路等に囲まれており、生産性の低い第2種農地と判断されます。よって、現状回復命令を発しない旨回答しております。報告1、2については以上です。

藤原主任 報告3、平成23年度水稲作況調査結果について。調査結果は資料に記載のとおりでございます。ひとつ参考にしていただきたいと思います。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第42号、3条関係は審議案件が1件ですが、先ほど事務局から説明があったとおり、取り下げ申請があったので次の議案に移ります。議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第43号。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成23年10月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第43号について説明します。許可申請が1件ありました。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が967㎡。使用貸借権設定の案件でございます。貸付人は〇〇地区の〇〇さん。借受人は〇〇県の〇〇さん。転用目的は農家住宅の建築。施設等は農家住宅、農機具格納庫、

通路、その他となっております。転用する目的は、現在の住宅の老朽化に伴い、住宅の新築を計画した。また、息子夫婦と同居するため、広い住宅が必要になったとなっております。別冊の資料を基に説明します。申請地の位置は案内図に記載のとおりでございます。転用を必要とする事業の概要ですが、住宅建築面積が164.12㎡。農機具格納庫建築面積が約20㎡。駐車兼農作業スペース等合計964㎡となっております。事業費につきましては、自己資金と金融機関からの借入金で対応することです。用地造成に伴う被害防除計画についてですが、緩衝地を設けて防除対策を講ずるということになっております。排水計画については、合併浄化槽を利用するとなっております。配置図、平面図、立面図は資料のとおりでございます。申請地は第1種農地と判断されますが、施行規則33条の4項の許可条件の集落に隣接する住宅施設ということでの申請となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を23番高橋委員お願いします。

23番高橋 10月3日、午前9時30分に申請人である〇〇さん、施行主の〇〇さん、竹下補佐と私で現地を確認してまいりました。隣接農地の所有者からは同意をいただいております。排水についても合併浄化槽を利用して、排水路に流すということですので問題は無いと思います。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第43号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第43号については許可することに

決定します。 (9 時 2 6 分)

議 長 次 に、議案第 4 4 号、農用地利用集積計画に対する意見決定について
を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。1 4 番佐々木委員お願い
します。

1 4 番佐々木退席 (9 時 2 7 分)

議 長 説明をお願いします。

藤原局長 議案第 4 4 号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より
諮問を受けたので、審議のうえ井年の決定を求めるものです。平成 2 3
年 1 0 月 7 日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 議案第 4 4 号、整理番号 3 番について説明します。農地の所在が〇〇。
登記簿現況共に田。面積が 2, 8 3 5 m²。利用権再設定の案件でござい
ます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん 7 5 才。受けるのが同じく〇〇
地域の〇〇さん 5 6 才。利用目的は水田として。期間は 1 0 年間。賃借
料が 1 0 a 当たり 1 8 千円の年額 5 1, 0 3 0 円。備考といたしまして、
〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類となっております。
以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第 4 4 号の整理番号 3 番については、このよ
うに策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第 4 4 号の整理番号 3 番について

は適正と認めることに決定します。14番佐々木委員の復帰をお願いします。

14番佐々木帰席（9時28分）

議長 次に、整理番号3番を除いて一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任 整理番号3番を除いて説明します。利用権再設定の案件が2件ですが、どちらも賃借料、期間等問題無いと思いますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第44号の整理番号3番を除く案件についてはこのとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第44号の整理番号3番を除く案件については適正と認めることに決定します。（9時32分）

議長 次に、議案第45号、現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第45号。現況非農地証明願に対する可否決定について。別紙のとおり、現況非農地証明願いの提出があったので、審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成23年10月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第45号について説明します。申請農地の所在が〇〇。登記簿地目畑。現況地目原野と、〇〇。登記簿地目田。現況地目原野の2筆。面積が1,116㎡です。所有者が〇〇地区の〇〇さん。非農地の事由が、湿地のため作付困難となっております。別冊資料をご覧ください。場所

は国道〇〇号線から県道主要道路〇〇線に入った案内図で申請地と記載されているところです。宅地等に囲まれた農地です。現況はヨシ、ススキ等が繁茂している状況です。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を19番真崎委員よりお願いします。

19番真崎 9月8日に代理、農地委員長、竹下補佐と申請人で現地を確認しました。排水不良のため作付困難ということですが、用水も沢水を利用しなければ確保できない農地でございます。水路を引くにも、距離があり困難だということを確認しました。以上です。

議長 現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 申請地は元々申請者の農地ですか。それとも譲り受けた農地ですか。

竹下補佐 以前に〇〇さんから譲り受けた農地です。

1番佐藤 排水不良ということでしたが、どのような状況ですか。

19番真崎 市道拡幅に伴い、U字溝を入れた関係から排水路が少し高くなってしまい排水不良となっている状況です。先ほど議長から譲り受けた農地かという質問がありましたが、4年ほど前に〇〇さんが体調不良ということでお願いされた農地でございます。以上です。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第45号については非農地証明することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第45号については非農地証明することに決定します。 (9時38分)

議 長 次に、追加議案について上程する理由を事務局よりお願いします。

竹下補佐 追加議案を上程する理由ですが、10月5日付けで農山村活性課から仙北農業振興地域の変更に関する意見についての照会がありました。変更計画ですが、編入が4件、除外が5件です。県との事前協議の中で、当初より計画変更協議が早く整ったということと、除外申請者からの早く着手したいとの要望等踏まえて今回の総会に上程することをお願いしまするものです。以上です。

議 長 このことについて、追加議案として上程してもよろしいですか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、追加議案として上程することに決定します。

議 長 議案第46号、仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定についてを上程します。この案件については、農山村活性課の樫尾主査より説明をお願いします。

藤原局長 議案第46号、仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、別紙のとおり仙北農業振興地域整備計画の変更について、仙北市長より意見を求められたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成23年10月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

樫尾主査 議案第46号について説明します。編入が4件、除外が5件の申請がありました。編入の案件から説明します。表示番号1番は通常編入です。表示番号2番、3番、4番につきましては、事業内容の変更に伴う再編入の案件となっております。表示番号1番。申請者が〇〇地区の〇〇さん。農地の所在が〇〇。地目が田の625㎡。この件につきましては、

平成20年に農振の計画を策定した際に事務錯誤により除外されてしまったということで今回、編入するものです。続きまして表示番号2番。申請者が〇〇地区の〇〇さん。農地の所在が〇〇。地目が田の1,686㎡。今年の2月に介護施設を建設したいということで除外の申請がありました。事業内容の変更に伴い今回、再編入するものです。続きまして表示番号3番。申請者が〇〇市の〇〇さん。農地の所在が〇〇。地目が田の868㎡。この件につきましては、事業主である〇〇さんが申請地を駐車場及び資材置き場として転用する計画でしたが、事業内容の変更に伴い再編入するものです。続きまして表示番号4番。申請者が〇〇地区の〇〇さん。農地の所在が〇〇。地目が田の804㎡。この件につきましては、事業主が申請地に堆肥舎を建設予定でしたが、事業内容の変更に伴い再編入するものです。申請地周辺図は資料のとおりでございます。編入については以上です。次に、除外について説明します。表示番号1番。所有者が〇〇地区の〇〇さん。農地の所在が〇〇。地目が田。面積が631㎡。変更理由は一般個人住宅及び車庫の建築となっております。続きまして表示番号2。所有者が〇〇地区の〇〇さん。事業主が〇〇さん。農地の所在が〇〇。地目が田。面積が2筆合計で4,004㎡。変更理由は駐車場及び養蜂箱仮置き場となっております。続きまして表示番号3番。所有者が〇〇地区の〇〇さん。農地の所在が〇〇。地目が畑。面積が806㎡。変更理由は一般個人住宅の建築となっております。続きまして表示番号4番。所有者が〇〇県の〇〇さん。事業主が〇〇さん。農地の所在が〇〇。地目が畑。面積が504㎡。変更理由が退避場及び堆雪場となっております。続きまして表示番号5。所有者が〇〇地区の〇〇さん。事業主が〇〇。農地の所在が〇〇。地目が畑。

面積が 8 1 1 m² の内 3 6 . 3 6 m²。変更理由は消防団ポンプ庫建築となっております。申請地周辺図、平面図、立面図につきましては資料に載せていますのでご覧いただきたいと思います。以上で議案第 4 6 号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

3 番糸井 編入についてですが、再編入した農地をまた除外するような申し出はありますか。

樫尾主査 再編入の場合は一度除外の手続きを行っております。計画変更というのは金銭的な理由、施設を建築する際に周辺住民から同意を得られなかった等の理由があり、事業の変更あるいは中止となります。そうなれば今回のように再編入することになりますが、その際に申請者の方々には、一度再編入した農地は再度除外することは難しいと念を押しておりますのでそのようなことにはならないと思います。

議 長 私もそのことについて聞いてみたかったのですが、今の説明で理解できました。他にありませんか。

12 番青柳 一度農振除外した農地を再編入するというのは、その年内であれば認めるということだと思いますが、5 年 1 0 年と経ってからの編入はできるのか教えていただきたいと思います。

樫尾主査 再編入 3 件ありましたが、農振の計画書の策定、内容変更の作業が 5 年に一度あります。今回は平成 2 0 年の 5 月に農振の計画書を策定しておきまして、次の変更手続きをするのが平成 2 5 年になります。今回再編入した件につきましては、所有者からの申し出があったからです。仮に所有者の方が今回再編入しなくても、次の策定のときに再編入してくれればよいという考えであれば今回のように再編入として案件には上が

りません。

議長 他にありませんか。

3 番糸井 除外の表示番号 2 番について、かなりの面積を除外する計画ですが、公共施設等以外の用途で個人がこの面積を除外できるのかどうかお聞きしたいです。

樫尾主査 地域振興局と農山村活性課での事前協議の段階では、申請に係る農地を農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設と位置づけて許可基準としております。補足になりますが、今現在店舗がある場所に駐車場がありますが、土日祝日、イベント等がある日は近くにある大曲産業機械さんのほうから臨時駐車場を借りているそうです。臨時駐車場についてですが、バスが入れない、駐車場から店舗まで車道に列がはみ出して歩いているお客さんがいたり、駐車場が満車で車道に違法駐車しているケースもあるということで警察の方からもそのような状況をなんとかしていただきたいという話があったそうです。このようなことから、今回の申請に至ったとのことことです。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第 46 号については原案どおり決定します。
(10 時 10 分)

議長 次に、各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。

5 番三浦 共済組合からの報告です。水稲共済と大豆共済の被害申告状況についてですが、水稲共済の角館地区が 11 戸の 148 筆。1,759.6a。

西木地区が23戸の238筆。2,977.4a。田沢湖地区が31戸の814筆。2,833.1aでございます。組合全体といたしましては285戸の3,608筆。55,257.2aとなっております。次に大豆共済の被害申告状況ですが、角館地区が8戸の87筆。1,140.9a。西木地区が1戸の1筆。65.6a。田沢湖地区が5戸の61筆。1,341.0aでございます。組合全体といたしましては、166戸の3,739筆。67,544.6aとなっております。水稻共済につきましては良い評価をしている次第ですが、今後結果が出ましたらご報告したいと思っております。以上です。

議 長 水稻についてはどのような被害が多いですか。

5番三浦 風水害という申告を多数受けております。

議 長 ありがとうございます。他にありませんか。

20番石郷岡 前回、加算金ということで報告しましたが、その後新聞等でご覧になったと思いますが、全農では1俵15千円の相対業者との契約ができるということになりまして、更に500円追加するということが決定しました。トータルで12千円となります。おぼことしては15千円から最終的には14,300円から14,100円くらいまで下がるのではないかと見ています。それと、放射能についてですが、秋田県の米は大丈夫たどということで、表示はしないという指導がありましたのでご理解いただきたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは協議に入ります。事務局よりお願いいたします。

藤原局長 始めに、第55回秋田県農業委員大会の日程についてですが、資料に記載のとおりでございます。次に、平成24年度仙北市農業施策、建議

についてですが、今までは農政専門委員会に検討していただいていたわけですが、今回もそれでいいのかご協議していただきたいと思います。以上です。

議長 建議については、今回もこのようにしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

『異議無し』の声

議長 それでは、農政専門委員会に付託することに決定します。よろしくお願ひします。

(閉 会)

議長 以上をもちまして平成23年第13回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時35分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成23年11月25日

議長 羽 川 正 幸

署名員 1 番 佐 藤 和

署名員 3 番 糸 井 淳